

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

由利本荘市

### 2 構造改革特別区域の名称

秀峰鳥海どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

由利本荘市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

本市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に接し、県都秋田市には20km～60kmの圏内である。南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されている。面積は、1,209.04km<sup>2</sup>（東西約32.3km、南北約64.7km）で秋田県の面積の約10.7%を占めている。

#### (2) 気候

気候は、比較的温暖な地域であるが、海岸部と山間部では気象条件が異なる。日本海からの季節風の影響が強い海岸部と鳥海山の麓に位置している山間部では、特に冬季の積雪量の差によって、年間降水量で約500mmの差がある。

#### (3) 人口

本市の平成17年の国勢調査人口は89,555人で、平成12年の同調査と比較すると3,288人の減少となっており、昭和60年の96,589人以降減少が続いている。また、平成12年と平成17年の人口構成を比較すると、年少人口は1.7%減、老年人口は3.1%増となっており、少子・高齢化が進行している。

#### (4) 産業

本市の第一次産業の就業者割合は、昭和35年の67.7%をピークに、平成17年には11.8%まで減少しており、また、第二次産業は34.4%、第三次産業は53.4%となっている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、米価の下落や生産調整などに起因する厳しい経営環境、或いは、担い手不足や就農者の高齢化などにより、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域の活力低下のみならず、国土や自然環境の保全、水源の涵養などの機能低下をも招いている。

これらの課題を克服し、魅力ある地域づくりを進めるためには、これまでの単なる農作物の生産・出荷から、時代に対応した『人を呼び込み、地域ブランドを発信する新しい農業スタイル』への転換が必要である。農林水産物の直売施設での販売や加工品の研究などをはじめ、農家レストランや農家民宿などのグリーン・ツーリズムへの期待は大きくなっ

ており、本市農業の中心である稲作を活かした濁酒の製造は新たな地域資源として必要不可欠である。加えて、本市の他の地場産品との組み合わせにより、特色ある地域として都市住民の誘客を図ることが可能となる。

併せて、農協、漁協、森林組合、商工会などの関係機関との連携を強化することで、農林漁家が生業を持続できる経営体制の確立を図る。また、地域共同での都市住民との交流事業、地産地消活動、地域ブランド品の創出など、様々な分野での活動を地域活性化につなげるなど、計画の意義は大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」では、本市農家が生産した高品質な米による自家製濁酒としてアピールすることで、本市の知名度を高めることが出来る。

それにより、都市住民が本市を訪れ、米や他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大につながり、『人呼び込み、地域ブランドを発信する新しい農業スタイル』を構築するとともに、本市の山、川、海の美しい自然や歴史的資源などを利活用することで、更なる交流人口の増加を促進し、全市的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市の観光事業は、他地域との競争激化や観光施設の老朽化などにより、観光客数の減少が進んでいる。また、農業においても、厳しい社会情勢や担い手不足による農家の減少など、その維持発展が危ぶまれている。

これらの問題に対する対策の一つとして、農業経営の持続的発展の手段となる農家レストランや農家民宿は有望である。中でも、本地域の特色ある体験プログラムや濁酒の提供は、農業経営の安定化と共に、グリーン・ツーリズム定着への重要なカギとなる。

具体的な効果としては、濁酒を特産品化することで地域ブランドの知名度が向上し、都市からの誘客が促進され、交流人口の増加による本地域農林水産物の消費拡大が予想される。また、農家レストランや農家民宿の営業、濁酒の提供により、農家の所得が向上することで、農業経営の意識改革も期待されるとともに、農家が元気になることで地域の活性化も図られる。

期待される経済的社会的効果は、次のとおり見込んでいる。

### ① 交流人口の増加

特色ある地域としての魅力が高まることで、交流人口の拡大が期待される。

### ◇地域全体の交流人口の目標

(単位：人／年)

年度	平成 14 年度実績	平成 19 年度実績	平成 24 年度目標
観光客数	3, 210, 717	3, 173, 856	3, 237, 000

### ② 新規起業

農家の濁酒製造により、既設農家民宿や農家レストランでの交流事業が促進されるほか、新規参入が進めば、新たな交流事業も期待できる。

◇農家民宿、農家レストランによる濁酒製造計画

(単位：件)

区 分	平成 21 年度目標	平成 24 年度目標
農家レストランによる濁酒製造件数	1 件	2 件
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	2 件
合 計	1 件	4 件

③ 農林水産物直売所の販売額の向上

交流人口の増加に伴い、農林水産物の販売額の増加による、農林漁家の所得の向上が期待できる。

◇主な農林水産物直売施設の販売計画

(単位：千円)

区分	平成 19 年度実績	平成 24 年度目標
本荘直売所「青空市」	32,994	34,644
矢島町農林水産物直売所「やさい王国」	40,877	42,921
岩城町産直会「アイランドパーク」	65,735	69,022
ゆりちゃん市場	26,617	27,948
大内町農産物直売所ひまわり会	170,137	178,644
東由利農林水産物直売組合「フレッシュ黄桜」	23,664	24,847
にしめ新鮮ぐみ	33,821	35,512
伏見生産物直売所「菜ランド」	70,960	74,508
笹子生産物直売所「ほっといん鳥海」	34,015	35,716
合計	498,820	523,761

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 直売所の活性化（地産地消の推進）

小規模農業者が比較的参画しやすい手法として、直売所の活用が考えられる。農家にとっては、直接的な経済効果が得られるとともに、消費者にとっては、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって「安全・安心」という信頼感も醸成されるなど、地産地消が図られる。

(2) イベントとのタイアップ

「ひまわりまつり」や「りんごまつり」などにおいて、地域農産物の販売や地元食材を使用した料理の振る舞いなど、都市住民と地域住民との交流の場を提供し、観光客数の増加を図る。

(3) 遊休農地等を活用した田園の景観づくり

総面積 1,209.04 km<sup>2</sup>の豊かな自然環境を維持するため、休耕地等の荒廃しつつある田畑や平地林を、都心住民の農業体験の場として活用することで、農地の遊休化を防止するとと

もに、その景観資源を活用した交流人口の増加を図る。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

由利本荘市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家レストラン（飲食店）や農家民宿などを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、地域の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進にもつながるものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。